

高知県及び香川県の
高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う
庁内連絡会議(持回り開催)

日時：令和2年12月16日(水)

出席：知事、危機管理局、生活環境部、
農林水産部

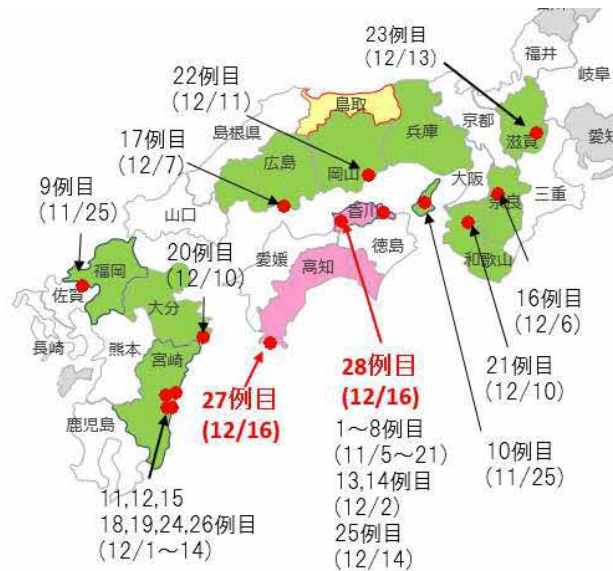
1

会議内容

- 1 高知県宿毛市における高病原性鳥インフルエンザ発生概要
- 2 香川県三豊市における高病原性鳥インフルエンザ発生概要
- 3 国及び鳥取県の対応
- 4 鳥取県からのお願い

2

今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん1)



今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん1)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	その他
1	香川県三豊市	採卵鶏	11月5日	317,201羽	11月15日	
2	" 東かがわ市	採卵鶏	11月8日	46,259羽	11月12日	11/28搬出制限解除
3	" 三豊市	種鶏	11月11日	10,587羽	11月21日	
4	" 三豊市	種鶏	11月13日	10,334羽	11月17日	
5	" 三豊市	採卵鶏	11月15日	77,089羽	11月25日	
6	" 三豊市	採卵鶏	11月20日	366,174羽 (関連4農場含)	12月11日	
7	" 三豊市	採卵鶏	11月20日	439,267羽	12月12日	
8	" 三豊市	採卵鶏	11月21日	75,349羽	12月7日	
9	福岡県宗像市	肉用鶏	11月25日	91,945羽	11月28日	
10	兵庫県淡路市	採卵鶏	11月25日	145,024羽	12月3日	
11	宮崎県日向市	肉用鶏	12月1日	約40,000羽	12月2日	
12	" 都農町	肉用鶏	12月2日	約30,000羽	12月2日	
13	香川県三豊市	採卵鶏	12月2日	347,809羽 (関連1農場含)	12月12日	
14	" 三豊市	採卵鶏	12月2日	19,233羽	12月7日	
15	宮崎県都城市	肉用鶏	12月3日	約36,000羽	12月3日	

今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん2)						
	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	その他
16	奈良県五條市	採卵鶏	12月6日	77,386羽	12月7日	
17	広島県三原市	採卵鶏	12月7日	136,952羽	12月9日	
18	宮崎県都城市	肉用鶏	12月8日	約60,000羽	12月8日	
19	宮崎県小林市	肉用鶏	12月8日	約43,000羽	12月8日	
20	大分県佐伯市	肉用鶏	12月10日	55,500羽 (関連2農場含)	12月11日	
21	和歌山県紀の川市	採卵鶏	12月10日	約67,580羽	12月13日	
22	岡山県美作市	採卵鶏 (育雛)	12月11日	約640,000羽 (関連1農場含)	12月14日	
23	滋賀県東近江市	採卵鶏	12月12日	約11,000羽	12月13日	
24	宮崎県宮崎市	採卵鶏	12月14日	約126,000羽 (関連2農場含)	作業中	
25	香川県三豊市	採卵用種鶏	12月14日	約28,000羽	作業中	
26	宮崎県日向市	肉用鶏	12月14日	約46,000羽	12月15日	
27	高知県宿毛市	採卵鶏	12月16日	約32,000羽	作業中	
28	香川県三豊市	肉用鶏	12月16日	約29,000羽 (関連1農場含)	作業中	
合計28事例 39農場 341万羽						

高知県宿毛市の発生事例概要	
1	農場概要 所在地: 高知県宿毛市 飼養状況: 採卵鶏(約32,000羽)
2	経過 12/15 午前、農場から西部家保に通報 農場へ立入調査、簡易検査(陽性11/13羽) 遺伝子検査開始 12/16 4:00 遺伝子検査でH5亜型を確認
3	高知県の対応 高知県危機管理本部会議開催(12/15) 殺処分、埋却を開始 消毒ポイントの設定

香川県三豊市の発生事例概要

- 1 農場概要
所在地: 香川県三豊市
飼養状況: 肉用鶏(約14,000羽)
疫学関連農場(約15,000羽)
- 2 経過
12/15 農場から家畜保健衛生所に通報
立入検査で簡易検査陽性
12/16 遺伝子検査でH5亜型確認
- 3 香川県の対応
対策本部会議開催(持ち回り)、殺処分開始
消毒ポイント設置(11か所)
移動制限、搬出制限措置

7

国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」開催
(12月16日(水)持ち回り)
- 2 防疫対策に必要な助言を得るため食料・農業・農村政策
審議会家きん疾病小委員会を開催
- 3 農林水産省及び農研機構動物衛生研究部門の専門家を
現地に派遣し感染状況、感染経路等把握
- 4 高知県の殺処分、焼埋却等防疫措置の支援のため「緊急
支援チーム」を現地に派遣
「疫学調査チーム」派遣
- 5 全都道府県へ改めて注意喚起し、早期発見、早期通報
の徹底を通知。

8

鳥取県の対応(家きん)

- 1 高知県及び香川県での発生及び野鳥での確認情報の周知
- 2 県内全養鶏農場へ注意喚起と間取り実施
農場出入口の消毒、防鳥ネットの点検、早期通報、特に注意するポイントについてFAX済 **疫学関連無**
- 3 養鶏農場への立入検査(再度立入検査中)、家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令(消石灰4,000袋)
県内全養鶏農場の飼養衛生管理基準、防鳥ネットの点検等
- 4 養鶏農場の堆肥舎、資材庫の防鳥ネット設置等支援
- 5 発生に備えた防疫訓練 本庁:12/17、18 地方機関実施済
- 6 中国地方5県の広域連携協定に基づく支援
(岡山県からの要請に応じて12/12にペール缶1,000個を輸送)
- 7 宮崎県へ1名派遣、明日から発生状況確認検査に協力

9

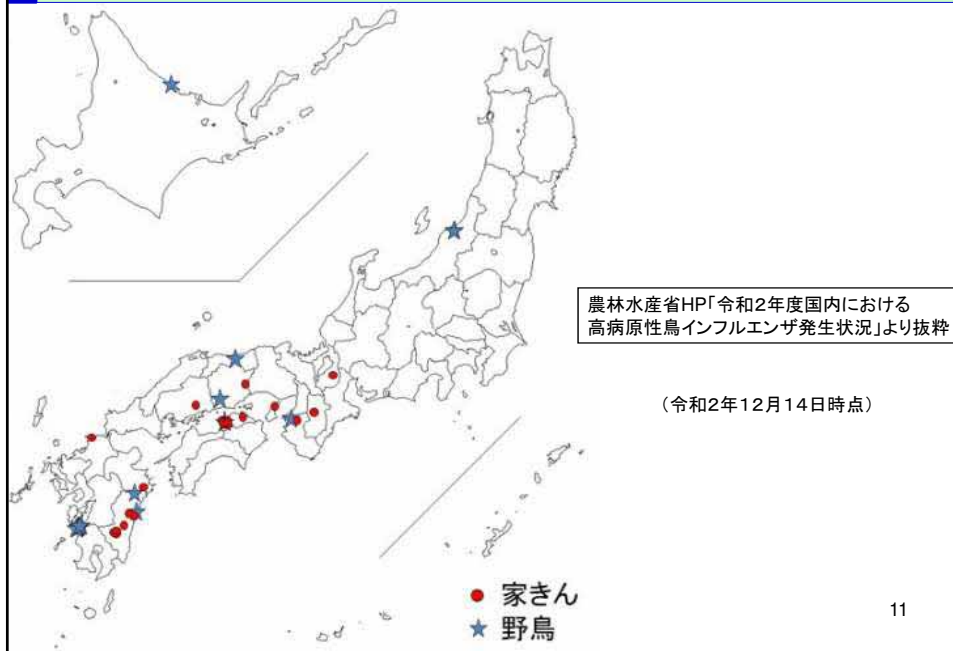
今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥)

11/5以降、環境省は野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引き上げて監視を強化中。

番号	回収場所	試料	回収日	確定検査	監視重点区域指定・解除
1	北海道紋別市	野鳥糞便	10/24	H5N8亜型	指定10/30 → 解除11/23
2	鹿児島県出水市	環境(水)	11/9	H5N8亜型	指定11/13
3	鹿児島県出水市	野鳥糞便	11/5	H5N8亜型	指定11/17
6	鹿児島県出水市	環境(水)	11/16	H5N8亜型	指定11/13
7	新潟県阿賀野市	環境(水)	11/16	H5N8亜型	指定11/25
9	鹿児島県出水市	環境(水)	11/23	H5N8亜型	指定11/13
10	新潟県阿賀野市	野鳥糞便	11/16	H5N8亜型	指定11/25
11	和歌山県和歌山市	死亡野鳥(オシドリ)	12/3	H5N8亜型	指定12/3
12	鹿児島県出水市	環境(水)	11/30	H5N8亜型	指定11/13
13	岡山県小田郡矢掛町	死亡野鳥(ハヤブサ)	12/4	H5N8亜型	指定12/4
14	宮崎県延岡市	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	指定12/9
15	宮崎県都農町	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	指定12/9
16	香川県三豊市	死亡野鳥(ノスリ)	12/8	検査機関で検査中	指定12/10
17	鹿児島県出水市	環境(水)	12/7	H5N8亜型	指定11/13
18	鹿児島県出水市	環境(水)	12/7	H5N8亜型	指定12/11
19	鳥取県鳥取市	野鳥糞便	12/7	H5亜型	指定12/12
20	北海道古平郡古平町	死亡野鳥(マガモ)	12/8	検査機関で検査中	指定12/15
21	大分県宇佐市	死亡野鳥(マガモ)	12/11	検査機関で検査中	指定12/15
22	鳥取県鳥取市	環境(水)	12/9	H5N8亜型	指定12/12

(* 鹿児島県出水市、北海道倶知安町で回収された死亡野鳥(番号4、5、8)については、確定検査で高病原性鳥インフルエンザではないことが確認され、環境省による野鳥監視重点区域は解除されました。)

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生・検出状況



11

鳥取県の対応(野鳥)

1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ関係調査・監視体制

- 東部の野鳥監視重点区域(環境水採取の翌日から30日間:1/8まで)の設定範囲については毎日、その他の地域は隔日で監視を実施
- 上記以外の河川、湖沼等の監視についても監視頻度を上げて実施(中部10カ所、西部:29カ所、週2回)
- 今までのところ県内で野鳥の異常死等は確認されていない。引き続き監視を実施。

2 調査の実施状況

- 野鳥の調査
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を対象として、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づきウイルスの保有状況を調査
- 環境省の糞便調査
 - ・米子水鳥公園で10/20に100検体採取、11/16 検査結果陰性の発表
追加調査として、同公園で12/15に100検体採取、検査には1か月程度かかる見込み
- 鳥取大学と連携した調査
 - ・12/9に鳥取市気高町日光で検体を採取し、鳥取大学で検査したところ、12/15に1検体から高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出、残りの検体については検査中
 - ・12/18に東郷池で野鳥糞便を採取し、鳥取大学で検査を実施予定(西部については、1月に検査を実施する方向で調整中)

12

鳥取県の対応(野鳥)

3 県民への情報提供等

- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
 - ホームページ等で野鳥や野鳥を捕食する小動物との接し方についても周知徹底
 - 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥に関する情報の早期通報体制を再確認
- * 10/30～12/15 鳥インフルエンザ相談件数 58件 (東部:13件、中部:9件、西部:36件)

4 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

13

鳥インフルエンザ対応窓口

■野鳥、愛玩鳥、食の安全に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7777)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3149 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9320 (夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉古家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3145 (")
西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9317 (")

■ 平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

14

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡しその指示に従ってください。
※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
 清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。¹⁵

【参考】



食品安全委員会
Food Safety Commission

2004年3月11日 (別添1)

(注) 2014年4月24日更新

鳥インフルエンザについて 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化され则认为られること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。